

(平成21年9月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年5月までの期間及び49年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年5月まで
② 昭和49年12月から50年3月まで
③ 昭和57年4月から61年3月まで

私は、老後のことを考え、昭和43年12月ころにA町役場で、夫が私の国民年金の加入手続を行い、44年4月にB市に転居してからは、国民年金保険料をB市の集金人かB市役所の窓口で納付していた。

申立期間③については、途中で国民年金被保険者の資格を喪失する手続を行った記憶は無い。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②は、任意加入期間であり、それぞれ2か月及び4か月と短期間であるところ、申立期間①については、それ以前の64か月を納付しておきながら、厚生年金保険に加入する直前の2か月分だけを未納のままとしていたとは考え難い。また、申立期間②についても、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同月の昭和49年12月25日に国民年金の任意加入手続を行っていることから、加入直後の4か月のみを未納のままとしていたとは考え難い。

2 一方、申立期間③については、48か月と長期間であり、継続して国民年金保険料を納付しながら、納付記録のすべてが欠落するとは考え難い上、特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿から、申立人が昭和57年4月12日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されず、保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年5月までの期間及び49年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月から53年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、社会保険庁の記録では申立期間については保険料が還付されているとして、未加入期間となっている。

しかし、還付を受けた記憶は無いので、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する、A市で発行された昭和52年9月27日付けの昭和52年度国民年金保険料納入通知書および領収書から、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立期間は、申立人は他の公的年金に加入しておらず、申立人の夫も国民年金被保険者であり、申立人は国民年金の強制加入期間であることから、申立人が当該期間の国民年金保険料の還付を受ける理由はない。

さらに、特殊台帳から還付決議は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付してから約5年半後の昭和58年3月1日に行われていることが確認でき、社会保険庁の記録には不合理な点が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和50年9月21日から同年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を50年9月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月11日から同年8月10日まで
② 昭和50年9月21日から同年12月1日まで
③ 昭和56年8月31日から57年5月1日まで
④ 昭和58年5月21日から59年2月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、B社で勤務した期間のうち、申立期間①、③及び④の加入記録が無く、また、A社で勤務した期間のうち申立期間②の加入記録が無いとの回答があった。

すべての申立期間については、加入記録のある期間と仕事の内容に変化無く、継続して勤務しており、給与明細書には厚生年金保険料を控除されていた旨の記載があったと記憶しているので、すべての申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人提出の給与明細書（昭和50年10月分（昭和50年9月21日起算）から同年12月分まで）、雇用保険の加入記録及び事業主の回答により、申立人は、昭和50年9月21日からA社に継続して勤務し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履

行については、事業主提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人の資格取得日は昭和50年12月1日と確認できることから、事業主は申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、同僚（7人）の証言から、B社では、入社時には数か月の試用期間があったと考えられるところ、当時の社会保険事務担当者は、「厚生年金保険と雇用保険は同時に加入手続を行っていた。」と証言しており、申立人の雇用保険の加入記録（昭和47年8月10日取得～50年9月20日離職）と厚生年金保険の加入記録（昭和47年8月10日取得～50年9月21日喪失）とが一致する上、申立人の整理番号の前後の厚生年金保険被保険者資格の取得者5人についても、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致している。また、同僚（8人）からは、入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は無く、このほかに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等は得られなかった。

さらに、申立期間③については、申立人に係る雇用保険受給記録証明書によれば、支給終了日は「昭和57年2月20日」、就職日は「昭和57年5月1日」となっており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、当該申立期間中の昭和56年9月から57年2月まで国民年金の申請免除を受けている。加えて、申立期間④についても、申立人に係る雇用保険受給記録証明書によれば、離職日は「昭和58年5月20日」となっているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人及び申立人が一緒に退職したと記憶している同僚の資格喪失日は58年5月21日となっており、このほか、申立人の申立期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年10月2日から30年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支所における資格取得日に係る記録を29年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年9月1日から30年2月1日まで
社会保険事務所の記録では、A事業所B支所（勤務地は、C出張所）での厚生年金保険の加入期間は昭和30年2月1日（取得）から同年3月31日（喪失）までの1か月となっているが、29年9月1日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所B支所に昭和29年9月1日から勤務していたと主張しているところ、A事業所が保管していた辞令案及び同僚の証言から判断すると、申立人は、臨時補助員として同年10月2日からA事業所B支所に勤務していたものと認められる。

また、申立人の供述及び当該同僚の証言によれば、申立期間当時のA事業所B支所C出張所の臨時補助員は二人（申立人及び当該同僚）であり、申立人及び当該同僚が述べている業務内容がほぼ同じである上、当該辞令案に記載されている月給は同額であることから、申立人と当該同僚は同様の条件で勤務していたものと考えられるところ、昭和29年8月2日の辞令案に記載されている当該同僚には、同支所が適用事業所となった

日（昭和 29 年 8 月 1 日）から厚生年金保険の加入記録が存在していることを踏まえれば、申立人についても、勤務開始当初から厚生年金保険に加入していたものと推認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 29 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 事業所が保管する申立人に係る辞令案は同年 10 月 2 日付けであり、事業主及び同僚から勤務実態及び厚生年金保険料の控除について明確な証言が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 10 月から 30 年 1 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立期間における同僚の社会保険事務所の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無く不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年7月1日、資格喪失日が平成2年1月1日とされ、当該期間のうち、元年12月11日から2年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を2年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月11日から2年1月1日まで

平成元年12月分の稼働精算書が残っており、社会保険料が控除されていることから、厚生年金保険には同年12月まで加入していたと考えていた。A社も資格喪失年月日の誤りを認め、訂正の届出がされ、社会保険庁での訂正処理もされているので、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、平成21年7月28日付けの訂正処理により、元年12月11日から2年1月1日までの期間について厚生年金保険被保険者期間であったと認められ、これに基づき同日を申立人の資格喪失日として記録されているが、申立期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険

法第 75 条の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、申立期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、事業主提出の申立人に係る「稼働精算書」により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「稼働精算書」に記載されている厚生年金保険料の控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主提出の届出書の控えによれば、事業主は平成 19 年において申立人の資格喪失日を 2 年 1 月 1 日に訂正する旨の届出を行っており、訂正前の資格喪失日は元年 12 月 11 日であることから、事業主は、申立期間当時において申立人の資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知は行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、その主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から13年2月21日まで

社会保険庁の記録では、私が代表取締役（専務）を務めていたA社における申立期間の標準報酬月額が、遡^{そきゅう}及して12万6,000円に訂正されているが、当時、同社での月給は50万円だったので、申立期間の標準報酬月額を50万円と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成13年2月21日になっており、申立人の12年4月から13年2月までの期間の標準報酬月額（50万円）が、A社が適用事業所ではなくなった日（平成13年2月28日）の後の13年3月1日付けで、12年4月1日に遡^{さかのぼ}って12万6,000円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、当該事業所に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は当該事業所の代表取締役（専務）であったことが確認できるものの、申立人以外にも代表取締役（社長）が在職し、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該社長の標準報酬月額についても、申立人と同様に、平成13年3月1日付けで、12年4月21日まで遡^{さかのぼ}って減額訂正されていることが確認できるところ、当該社長は「親会社（B社）が平成13年2月に倒産したことにより、A社も連鎖倒産した。厚生年金保険料の納付については、同年3月ころに社会保険事務所に相談し、自分と申立人の標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正する旨の書類に代表印を押した。社会保険事務所への相談は自分一人で行った。」と供述しており、さらに、親会社であるB社の元社長も「申立人は代表取締役専務

ではあったが、専^{もっぱ}らトラックの配車、運行管理の業務に当たっており、業務内容については倒産するまで同じであった。標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、A社の社長が決めたことであり、申立人は関与していなかったと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人は代表取締役（専務）ではあったものの、当該訂正処理に係る権限は有しておらず、関与もなかったものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における標準報酬月額については、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（50万円）とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人の主張する標準報酬月額（47万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から13年4月21日まで
A社では常務の肩書で外回りの営業を行っていた。

今般、私の同社での厚生年金保険の加入記録について、標準報酬月額が引き下げられていることを知ったが、同社が破産する少し前から社長とトラブルがあり、平成13年3月ころから、あまり会社に行っていなかったため、減額に同意したこともなく、納得できない。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が勤務していたA社は、平成13年4月21日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。申立事業所が適用事業所ではなくなった日（平成13年4月21日）の後の同年5月9日付けで、申立人の標準報酬月額（47万円）が、12年7月1日までさかのぼって30万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、申立人は、A社において常務の肩書で勤務していたと述べているが、同社の商業登記簿謄本によれば、申立人が役員であったことは確認できない。連絡の取れた元従業員からも、申立人が同社の役員であった旨の証言は得られず、申立人の勤務期間に対応する雇用保険の加入記録が存在していることを踏まえれば、申立人は、同社に一般の従業員として勤務していたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があっ

たとえ認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（47万円）とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月1日から同年11月中旬まで
② 昭和41年4月1日から同年10月8日まで
③ 昭和43年4月10日から同年11月末まで

A社において昭和39年から44年まで（昭和42年を除く。）季節雇用の臨時職員として、毎年基本的に4月から11月まで働いており、39年と44年については厚生年金保険の加入記録があるのに、41年と43年の加入記録が無く、40年については同年4月の1か月しか加入記録が無い。

毎年同じ条件で勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録（昭和40年4月12日取得～同年11月30日離職、41年4月1日取得～同年10月8日離職、43年4月6日取得～同年10月31日離職）から、申立人が申立期間のうち雇用保険の加入期間において、A社に臨時職員として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の継承会社（B社）の経理担当者は、「昭和40年の春に、臨時職員の健康保険を日雇健康保険に切り替えた。」と証言しており、申立人も、当時は日雇健康保険に加入していた旨供述しているところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、昭和40年4月に厚生年金保険被保険者資格を取得した78人のうち、臨時職員とみられる77人（申立人を含む。）が同年5月1日付けで被保険者資格を喪失している記録となっている上、連絡の取れた元臨時職員3人（いずれも、昭和40

年5月1日喪失)は、申立人と同様に、40年の12月まで勤務していた旨証言している。

また、経理担当者の証言から、昭和41年から43年までの各年に毎年100人程度の臨時職員が勤務していたものと考えられるところ、この間の厚生年金保険被保険者資格の取得者は毎年10人程度しか確認できない上、連絡の取れた元臨時職員のうち1人は、「昭和41年から43年までの各年についても、春から秋まで勤務していたが、国民年金に加入していた。」と証言しており、当該臨時職員については、41年4月から44年3月までの国民年金保険料については納付又は申請免除の記録となっていることを踏まえれば、申立期間において、当該事業所では、臨時職員を厚生年金保険(及び健康保険)に加入させず、日雇労働者健康保険に加入させる取扱いとしていたものと推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月1日から63年1月1日まで

A社から仕事の依頼を受け、現場代理人として昭和62年5月1日から同年12月31日まで勤務した。給与明細書には厚生年金保険料が控除されていた記載があり、同社を退職した際にオレンジ色の年金手帳を受け取り、次に勤務したB社にその年金手帳を渡した記憶がある。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年3月1日であることが確認できるところ、当時の元取締役は、「私の厚生年金保険加入も適用事業所になった平成元年3月1日となっているので、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入しているとは考えられない。」と証言している。

また、連絡の取れた元事務担当者は、「申立期間は前任者が担当していたのでわからないが、適用事業所になる前の期間は、従業員は国民年金に加入していたと思う。」と証言しており、連絡の取れた元従業員3人は、「申立期間にA社に在籍していた。」、「適用事業所になる前の期間に厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は無い。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該3人は申立期間において国民年金に加入し、このうち2人は国民年金保険料を納付した記録となっている。

さらに、申立人は、A社を退職する際に年金手帳を受け取り、次の就職先であるB社に提出した旨を主張しているが、社会保険庁の管理する同社に係るオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申

立人と同日（昭和63年9月1日）に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている被保険者15人とともに連番で払い出された記録となっている。

加えて、A社は、平成14年12月29日に適用事業所ではなくなっており、元事業主の親族は、当時の人事記録及び賃金台帳は廃棄した旨を回答しており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月31日から同年11月1日まで

私が代表取締役を務めるA社は、社会保険料の納付が遅れがちであったため、社会保険事務所から、私の厚生年金保険の加入期間が20年となり年金の受給権が付いたのでやめたらどうかと勧められ、やめることにしたが、60歳になり年金受給手続を行ったところ、厚生年金保険の加入期間は20年に1か月少ない239か月であることがわかった。

当時から事業は継続しており、厚生年金保険被保険者資格を喪失する必要は無かったので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の指導により、厚生年金保険被保険者資格の喪失及びA社が適用事業所でなくなる旨の届出を行ったと述べているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人の資格喪失日は平成9年10月31日となっており、同日付けで同社が適用事業所ではなくなっていることが確認でき、同日以後において同社の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所の代表取締役である申立人は、申立期間における保険料控除が確認できる関連資料は保管していないと述べており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月から34年3月まで

昭和31年3月に高校を卒業した後、A社に同年4月に入社し、事務員として34年3月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が見当たらない。

厚生年金保険の加入記録がある同僚が、厚生年金保険（及び健康保険）と雇用保険はセットで加入していたと証言をしているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の入社の際及び勤務内容に係る供述、並びに元従業員の証言から、申立人が、申立期間当時においてA社に事務員として勤務していたことはうかがえるが、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人は、申立人を含め5人（男性2人、女性3人）が事務員として勤務していたと述べているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、このうち申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者は、昭和19年6月から加入記録のある男性1人だけであり、もう1人の男性事務員には加入記録は無く、女性事務員2人は、申立人が主張する自らの退職時期（昭和34年3月）の後に厚生年金保険に加入した記録となっていることから、申立期間当時、当該事業所では、すべての事務員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。